

後期高齢者医療（老人医療）受給者の皆さんへ

平成18年度 南国市老人医療費総額…71億3,980万円（一部負担金を含む）

年度別1人当たりの老人医療費の推移

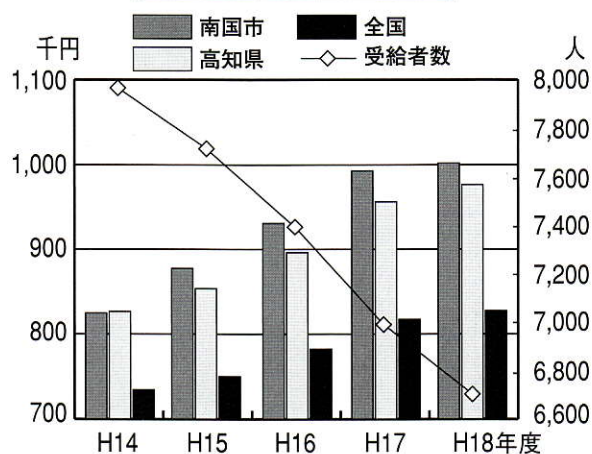
年度	老人医療費（円）			受給者数（人）
	南国市	高知県	全国	南国市
H14	825,696	825,972	736,500	7,977
H15	877,315	860,000	753,000	7,742
H16	937,350	898,000	780,000	7,408
H17	987,892	958,000	821,000	7,047
H18	1,063,420	980,000	832,000	6,714

* 受給者数は平成14年10月から対象者が70歳以上から75歳以上に改められたため減少しています。

18年度1人当たり

入院診療費（入院時食事療養費含む）…約658,400円
外来診療費（歯科、調剤含む）…約397,800円

グラフで見る老人医療費の推移



★ 4月から老人医療は後期高齢者医療制度になりました。4月1日から病院を受診する時は後期高齢者医療被保険者証をお忘れなく。

★ 4月からは保険料の年金からの天引きが始まります。保険料はみんなの医療費に使われます。次のことに気をつけて医療費を大切にしましょう。



- ▶ お医者さんの掛け持ちはやめましょう。
- ▶ 身近な信頼できる『かかりつけ医』を持ちましょう。
- ▶ お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。

※お問い合わせは、保健課給付係（☎880-6556）まで



国保だより



4月から変わります

■義務教育就学前の自己負担額が2割に

お医者さんにかかったときの自己負担割合2割負担の対象者が「3歳未満」から「義務教育就学前」（6歳に達する日以降の最初の3月31日）までに拡大されます。

■療養病床入院時の「食事・居住費」負担の対象年齢が65歳以上に

療養病床に入院した時に食費と居住費を自己負担する対象年齢が65歳以上になります。

■退職者医療制度の対象者が65歳未満に

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けている方は退職者医療制度で医療を受けますが、その対象者が65歳未満に変わります。65歳になった翌月の1日（1日の誕生日の方はその日から）から一般国保に変わります。手続きは不要です。

国保の資格に変更があったときは

14日以内に届け出を！

転入・転出・出生・死亡などや、国保以外の健康保険ができたとき、またはなくなったときは、必ず国保係へ届け出を行ってください。

届け出がなかったり遅れたりすると、資格がないのに国保税を課税される場合があります（最高で3年間さかのぼって課税されます）。また、資格喪失後に国保の保険証で医療機関にかかった場合、市の負担分を返納していただくことがあります。

修学のため転出する場合は

国保係への届け出が必要です。転出手続きの際には、保険証および在学を証明するものをご持参の上、届け出をお願いします。

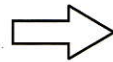
届け出がないと、国保の資格が喪失しますので保険証が使えなくなります。

※お問い合わせは、市民課国保係（☎880-6555）まで

政府管掌健康保険（社会保険）からのお知らせ

被扶養者の健診の受け方が大きく変わります！

住民基本健診



特定健診

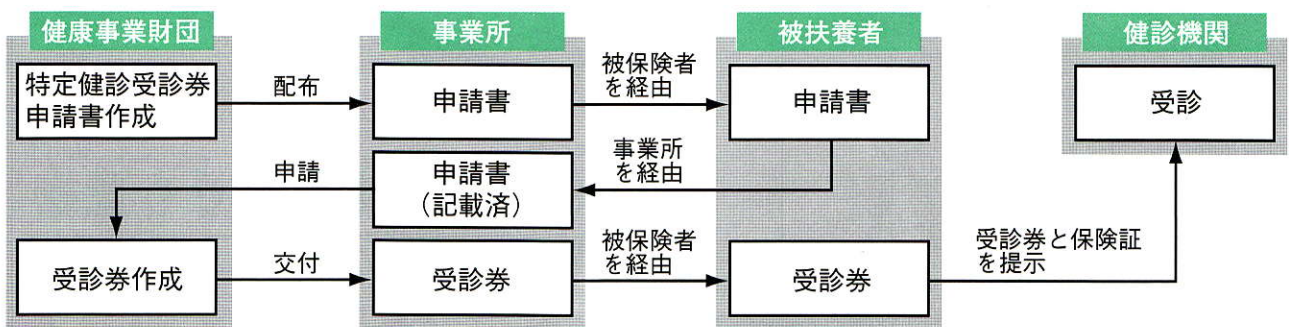
4月から、40歳から74歳までの方を対象に「特定健診」が実施されます。今まで市町村役場が行う「住民基本健診」を受診されていた政府管掌健康保険の被扶養者（40歳から74歳まで）の方についても、4月からは加入している政府管掌健康保険が行う「特定健診」の対象者となります。

政府管掌健康保険の被扶養者の方が「特定健診」を受診される際は、保険証と政府管掌健康保険か

ら発行される「受診券」が必要となりますが、この受診券は健診申込書により申し込みを行なった方に交付され、申し込みは事業所を通じて行っていただくことになります。

なお、政府管掌健康保険に加入する方を対象とした平成20年度の健診申込書は、6月ごろに事業所へ配布される予定となっており、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■政府管掌健康保険「特定健診」受診の流れ図



※お問い合わせは、高知社会保険事務局保険課（☎875-3242）まで

人権と共生の時代 73

人権教育シリーズ

子どもたちがしりとりに遊びをしていました。

「○○ど」：「どたどた」——いつもにぎやかに走り注意されている子のようです。

「○○ぎ」：「ぎんば」——おばあちゃん子でしょうか。

「○○お」：「おおぎり」——テレビが好きなのでしょうか。

どの子の言葉にも生活が表れています。小さいけれど確かにひとりの生活者です。でも、この小さな生活者は、常に誰かおとなの援助がないとひとりでは生活できません。

最近、保育所に通所する子どもの様子が気になることがあると聞きます。「おはよう」と登所してくる子どもを抱きとめた時、口臭がするということです。それは胃の中が空の独特なおいさそうです。それぞれの家庭にはさまざまな事情があり、朝食が食べられないこともあるでしょうが、幼い子どもにとっては大事なエネルギー源です。どんな事情よりも優先しなければならぬのではないのでしょうか。

子どもには毎日「食べる権利」があります。「歯が痛ければ歯科医院に連れて行ってもらえる権利」があります。「おふろに入って体をきれいにしもらえる権利」、「洗濯をした服を着せてもらえる権利」、「笑顔を返してもらえる権利」。

「小さな生活者」

権利」、「生活を楽しむ権利」があるのです。

例えば、朝食をとるのが当たり前の子は、食事が用意されていないと「ごはんは？」、「おなかですいた」と催促するでしょう。でも、言ってもむだ、聞いてもらえないとあきらめた子は何も言わなくなり、言わないことが当たり前になってしまいます。心をふりまわせるような喜びや悲しみ、怒りまでも共感してもらえない日々。それは子どもたちの人権が保障されているということにはなりません。

子どもは、ともに生活をしていく大切な存在です。おとなも子どももお互いがより良い生活をするためにはどうしたらいいか、家族みんなで考えてみましょう。そして、時には誰かの力も借りましょう。それを待っている誰かもきっといるはずです。

※日本国憲法第13条

【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

※お問い合わせは、
人権啓発広報委員会
（☎880・6569）まで